

事務連絡  
令和元年10月23日

各都道府県 災害救助担当主管部(局)長 殿

内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者行政担当)

災害救助法における住宅の応急修理について

今年度発生した災害においては、各地で水害や風害等が相次ぎ、甚大な被害が発生し、相当数の住宅が応急修理の対象となることが想定される。このため、災害救助法の応急修理制度を拡充し、恒久的制度として一部損壊の住宅のうち、日常生活に支障をきたす程度の被害が生じた住宅については支援の対象とすることとしたところである。

これを踏まえ、住宅の応急修理の円滑な実施を図るため、災害救助事務取扱要領(令和元年10月)に記載している内容を別記の取扱いと改めたので周知する。貴職におかれては御了知されるとともに、管内市町村に対し周知を図られるようお願いしたい。

新
<p><b>第4 救助の程度、方法及び期間に関する事項</b> (略)</p> <p><b>9 被災した住宅の応急修理</b> (3) 対象者</p> <p>ウ 災害のため住家が半壊、半壊若しくはこれに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者については、都道府県又は市町村において、「<u>資力に関する申出書</u>」(別紙様式2)を基に、その被災者の資力を把握し、ある程度資力がある場合は、ローン等個別事情を勘案し、判断する。</p>
旧
<p><b>第4 救助の程度、方法及び期間に関する事項</b> (略)</p> <p><b>9 被災した住宅の応急修理</b> (3) 対象者</p> <p>ウ 災害のため住家が半壊若しくは半壊し、自らの資力では応急修理をすることができない者については、都道府県又は市町村において、<u>所得証明書等により資力を把握し、客観的に資力がないことを確認するとともに、ある程度資力がある場合は、ローン等の個別事情を勘案し、判断する。</u> 資力要件については、制度の趣旨を十分理解して運用すること。</p>

※ ここでいう夏季とは、4月1日から9月30日までの間をいい、冬季とは、10月1日から翌年3月31日までの間をいう。  
この季別は災害発生日をもって決定することとなる。

冬季	10,000円	13,000円	18,400円	21,900円	27,600円	3,600円
夏季	6,100円	8,300円	12,400円	15,100円	19,000円	2,600円
季別 (※)	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯以上 1人増すごとに加算

(2) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

冬季	31,200円	40,400円	56,200円	65,700円	82,700円	11,400円
夏季	18,800円	24,200円	35,800円	42,800円	54,200円	7,900円
季別 (※)	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯以上 1人増すごとに加算

(1) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

<別記> 被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与に係る救助費用の限度額

32

主な留意事項	
○ 法による被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与は、現物をもって行うものであるから、現金給付は無論のこと、商品券等の金券によることも認められない。なお、義援金品の配分等を法外で行う場合はこの限りでない。	○ 被服等の給与はすべて、世帯単位で行われることから、費用の限度額についても各世帯ごとで見ていることとなり、必要な場合は各世帯ごとに費用の限度額に関する特別基準を設定することとなる。
○ この救助は、見舞制度ではないので、各世帯の被災状況を確認することなく、一律に生活必需品を回数配布する等の運用は厳に慎むこと。	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

対象者	住家が全半壊、全半焼、流失、床上浸水により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むのが困難な者
費用の限度額	別記のとおり 住家の被害の程度、被災時期(夏・冬)、世帯人数によって基準額が異なる
救助期間	災害発生日から10日以内
対象経費	①被服、寝具及び身の回り品 ②日用品 ③炊事用具及び食器 ④光熱材料 ①洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル等 ②石けん、歯みがき、トイレットペーパー等 ③炊飯器、鍋、包丁、ガスコンロ、茶碗、皿等 ④スツチ等
一般基準	
備考	

(5) 被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与